（３）

一般競争入札心得（委託役務）

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪精神医療センター

（趣旨）

第１条　この心得は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター（以下「センター」という。）が行う一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　入札参加者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構が定める会計規程、契約事務取扱規程、契約書案の各条項、その他法令及び当機構の関係規程並びにこの心得を遵守しなければならない。

２　地方独立行政法人大阪府立病院機構が定める物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（以下「特定調達契約規程」という。）が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、前項に定めるもののほか、同規程を遵守しなければならない。

３　入札参加者は、入札に際し、センターの指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為を行ってはならない。

４　入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

５　入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加者資格等）

第４条　入札参加者は、契約事務取扱規程第５条第１項又は特定調達契約規程第７条第１項の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類をセンターに提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

⑴　前項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者

⑵　公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消された者

⑶　前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

（調査資料の提出）※低入札価格調査制度を適用する入札のみ該当

第５条　低入札価格調査制度を適用する入札において、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札する入札参加者は、入札に際して当該入札価格の根拠となる詳細資料（以下「調査資料」という。）を提出しなければならない。この場合において、調査資料を提出しない者は、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札をしてはならない。

２　調査資料は、入札説明書の規定及び入札説明事項の規定に従って作成し、提出しなければならない。

３　調査資料に基づき、大阪精神医療センター低入札価格調査委員会において、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査及び審査を行う。

４　大阪精神医療センター低入札価格調査委員会が前項の規定により調査及び審査を行った者以外の者が提出した調査資料は、落札決定後、予め定められた期間内に、当該入札参加者から返却の申出があった場合には、返却する。

（入札保証金等）

第６条　入札保証金は、契約事務取扱規程第７条の規定に該当する場合は、免除する。

２　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の 100 分の 110 に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の 100 分の２に相当する金額をセンターに支払わなければならない。

（入札の方法）

第７条　入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。また、郵送による入札をするときは、定められた日時までに公告等によって示された場所に入札書を郵送しなければならない。

２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までにセンターに提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。

３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

４　入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とすること。

５　入札会場への入室は、原則として入札参加者１名のみとする。

（入札の辞退）

第８条　入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

２　入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1)　入札前にあっては、入札辞退届をセンターに提出するものとする。

(2)　入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

３　入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

４　入札を辞退した者は、これを理由として、不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第９条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取り止め等）

第 10 条　入札参加者が第２条又は第３条に抵触する疑いがあるときなど、センターが必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

２　前項の規定によりセンターが調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

３　入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開札）

第 11 条　開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

（入札の無効）

第 12 条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　第４条第２項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2)　所定の日時及び場所に提出されず、又は所定の日時までに所定の場所へ郵送されない入札

(3)　委任状を持参しない代理人のした入札

(4)　記名押印又は署名を欠く入札

(5)　金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

(6)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7)　談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札

(8)　同一の入札について、２以上の入札をした者の入札

(9)　同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(10) 同一の入札について、２者以上の代理人である者のした入札
(11) 電送による入札又は郵送を可としない入札における郵送での入札
(12) 調査資料を提出しない者が、低入札価格調査基準価格未満の価格でした入札
(13) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

（失格）
第 13 条　次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。
(1)　低入札価格調査制度を採用した入札において、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた入札をした者
(2)　低入札価格調査制度を採用した入札において、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められる入札をした者
(3)　開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
①　大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
②　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事からの暴力団の排除に関する規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められる者
③　大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

（落札者の決定）
第 14 条　有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する（当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。）。
２　前項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を採用した入札の場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。
３　第１項の規定にかかわらず、低入札価格調査制度を採用した入札の場合においては、落札者は次のとおりとし、その者の契約希望金額を落札金額とする。第１項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。
(1)　最低の入札価格が低入札価格調査基準価格以上の場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
(2)　最低の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合にあっては、センターは調査を行

う（最低の価格をもって入札した者が２者以上あるときは、くじにより決定された資格確認順位に従い調査を行う。）。調査の結果、最低の価格をもって入札した者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき以外は、その者を落札者とし、その者を落札者としないときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を調査のうえ落札者とする。

（再度の入札）

第 15 条　開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は２回以内とする。ただし、予定価格を事前公表し、かつ、最低制限価格制度を適用しない入札の場合においては、再度の入札は行わない。

２　前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1)　第 12 条第１号から第３号まで及び第７号から第 12 号までの規定により無効とされた入札をした者

(2)　第 12 条第 13 号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

（契約保証金等）

第 16 条　落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保として地方独立行政法人大阪府立病院機構が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

２　前項の規定にかかわらず、契約事務取扱規程第 26 条第１項第１号又は第３号に該当するときは、契約保証金を免除する。

（契約書等の提出）

第 17 条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して 10 日以内にセンターに提出しなければならない。ただし、センターの承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

２　落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除手続要領に基づく誓約書を前項の期間内に提出するものとする。

３　落札者が第１項に定める契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（異議の申立）

第 18 条　入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（苦情処理）

第 19 条　入札参加者は、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札の手続について、地方独立行政法人大阪府立病院機構苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

（その他）

第 20 条　入札に際しては、すべてセンターの指示に従うこと。